

## 正しいはかりを使用しましょう

計量法第 16 条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは「検定証印」又は「基準適合証印」が付されたものでなければならないと規定しています。

「取引」とは・・・有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

「証明」とは・・・公に又は業務上他人に一定の事実について真実であるということを表明すること

### 検定証印



2024. 1

2024 年 1 月に検定を受けて合格したことを表しています。

### 基準適合証印



2024. 1

経済産業大臣が指定した者が製造し 2024 年 1 月に基準適合証印を付したことを表しています。

## 定期検査は必ず受検しましょう

計量法第 19 条及び第 21 条では、取引又は証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2 年に 1 回行われる定期検査を受けなければならないと規定しています。

### 検査の対象となるはかりの例

- 商店、露店、行商などが商品の量り売りに使用するはかり
- 農業、漁業等の従事者が農産物、水産物等の量り売りに使用するはかり（JA、漁協等で再計量する場合は除きます）
- 病院、薬局等が調剤用に使用するはかり
- 病院、学校、保育園等が健康診断又は身体検査用として使用する体重計（出生体重の計量も証明行為に該当します）
- 運送業者等が貨物運賃の算出用に使用するはかり（取次店も含みます）
- 工場、事業所等が原材料の購入、製品の出荷、販売等に使用するはかり
- 納品検収用に使用するはかり

使用頻度に関わらず、上記のように使用しているはかりは検査対象となります。

定期検査に合格したはかりには、合格したことを証明するシールが貼られています。前回の定期検査は 2023 年でしたので、前回の検査に合格したはかりには、右のシール（緑色）が貼られています。

なお、検定を受けた年月又は基準適合証印を付した年月（検定証印又は基準適合証印の隣接した箇所に付されています）から 1 年以内に行われる定期検査は免除されます。具体的には、定期検査が 2025 年 7 月に行われる場合は、検定を受けた年月又は基準適合証印を付した年月が 2024 年 7 月以降であれば免除されます。

また、はかりの使用者が、直接、計量士に依頼して検査を受けることにより定期検査が免除される「定期検査に代わる計量士による検査」（代検査）制度もあります。



問い合わせ先：新潟県計量検定所（電話：0256-36-2244）

## 定期検査の日程・手数料

2025 年は、以下の市町村及び日程で検査を行う予定です。

(現時点での予定であり、今後、変更する場合があります。)

市町村名	集合検査日程	市町村名	集合検査日程
弥彦村	5月7日(水)	刈羽村	7月15日(火)
見附市	5月8日(木)～5月13日(火)	柏崎市	7月16日(水)～7月31日(木)
燕市	5月14日(水)～5月29日(木) ※1	十日町市	9月1日(月)～9月19日(金) ※2
田上町	5月30日(金)～6月2日(月)	津南町	9月10日(水)～9月11日(木)
妙高市	6月3日(火)～6月12日(木)	出雲崎町	9月22日(月)～9月24日(水)
糸魚川市	6月16日(月)～7月2日(水)	三条市	9月29日(月)～10月16日(木)
小千谷市	7月4日(金)～7月14日(月)		

期間中の土・日曜日及び祝日は除きます。

※1 5月27日(火)は除きます。

※2 9月10日(水)～9月11日(木)は除きます。

はかりの集合検査を受けるまでの手順は、以下のとおりです。

- ① はかりを使用している場所を管轄する市役所又は町村役場が、はかりの使用者、種類及び台数を調査します。
- ② 集合検査の約2週間前に、一般社団法人 新潟県計量協会から、はかりの使用者に検査の案内はがきが届きます。
- ③ 案内はがきで指定された日時・会場に案内はがき、はかり及び検査手数料(以下に記載)を持参し、検査を受けます。(検査手数料は、検査の際に現金でお支払いいただきます(その場で領収書をお渡しします)。なお、現金での支払が困難で、請求書による後払いを希望する場合は、あらかじめ新潟県計量検定所へ御連絡ください。)

### 検査手数料

	種 類	能力(ひょう量)	手数料
電 気 か 式 り		100kg 以下	1,400円
		250kg 以下	1,900円
		500kg 以下 ※	2,300円
機 械 か 式 り		100kg 以下	500円
		250kg 以下	900円
		500kg 以下 ※	1,500円
棒はかり、直線目盛りはかり			250円
分銅、おもり			(1個) 10円

注 ひょう量と1目盛り(最小目量又は感量)の比が、ひょう量の1万分の1未満のはかりの手数料は、上記の2倍となります。

(例) ひょう量150g、1目盛りの値10mg(0.01g)の電気式はかりは、 $0.01 \div 150 = 15,000$ 分の1であり、1万分の1未満なので、 $1,400 \text{円} \times 2 = 2,800 \text{円}$ になります。

※ 集合検査では、検査できるひょう量は300kg以下となります。300kgを超えるはかりを使用している場合は、新潟県計量検定所へ御連絡ください。

問い合わせ先：新潟県計量検定所(電話：0256-36-2244)